

## 瀬谷向陽台住宅地建築協定書

## (目 的)

第 1 条 この協定は、本協定第 6 条に定める建築協定区域内  
(以下「協定区域」という。)における建築物の敷地、  
位置、用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地と  
しての環境を高度に維持、増進することを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この協定における用語の定義は、建築基準法(昭和  
25 年法律第 201 号)及び建築基準法施行令(昭和  
25 年政令第 338 号)の例による。

## (名 称)

第 3 条 この協定は瀬谷向陽台住宅地建築協定と称する。

## (協定の締結)

第 4 条 この協定は協定区域内の土地の所有者及び建築物の  
所有を目的とする借地権を有する者(以下「権利者」  
という。)全員の手合により締結する。

## (協定の変更ならびに廃止)

第 5 条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、  
有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しよ  
うとするときは、協定者全員の合意によらなければな

らない。

2. この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意によらなければならない。

( 協定区域 )

第 6 条 この協定の効力が及ぶ区域は次のとおりとする。

神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町 4 1 1 8 番地他

瀬谷向陽台住宅地内

街 区	番
A	( 1 ~ 3 )
B	( 3 ~ 9 )
D	( 1 ~ 1 2 )
E	( 1 ~ 1 0 )
G	( 1 ~ 6 )
I	( 1 ~ 1 6 )
J	( 1 ~ 4 )

( 建築物の制限 )

第 7 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、一戸建個人専用住宅及び医院併用住宅とする。

- (2) 階数は地階を除き 2 以下とする。
- (3) 地盤面から最高の高さは 1 0 m 軒の高さは 6. 5 m をそれぞれ越えてはならない。
- (4) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は 0. 5 m 以上、道路境界線までの距離は 1. 0 m 以上とする。但し、建築基準法施行令第 1 3 5 条の 5 の規定に適合するものについてはこの限りでない。
- (5) 敷地の分割はできないものとする。

( 有効期間 )

第 8 条 この協定の有効期間は市長の認可公告のあった日から第 5 条 2 項に基づき、この協定の廃止の認可公告がなされるまでの期間とする。ただし、違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

2. この協定は、市長の認可公告のあった日以後において、当該協定区域の権利者となった者に対しても、その効力があるものとする。

( 違反者の措置 )

第 9 条 第 7 条の規定に違反した者のあった場合第 1 1 条に定める委員長は委員会の決定に基づき当該権利者に対して工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の

猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合においては、当該権利者はこれに従わなければならない。

( 裁 判 所 へ の 提 訴 )

第 1 0 条 前条第 1 項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または当該権利者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

( 役 員 )

第 1 1 条 この協定を運営するため、次の役員から成る委員会を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名

委員 若干名 会計 1 名

2. 委員は協定者の互選とする。
3. 委員長は委員の互選とし、協定運営のため事務を総理し、協定者を代表する。
4. 副委員長および会計は委員の中からの委員長が委嘱する。

5. 副委員長は委員長事故あるときこれを代理する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

(補 則)

第13条 この協定に定める事項のほか、委員会の組織、運営、議事ならびに委員に関して必要な事項は別に定める。

2. この協定に規定するもののほか、建築物の敷地における環境保全については別に定める。

(附 則)

この協定は市長の認可公告のあった日から効力を発する。

2. この協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを権利者全員に配布する。

上記建築協定の締結に同意します。

本協定第13条第2項の敷地の環境保全については、次の通りとする。

(敷地)

本協定区域内の建築物の敷地については、次の各号の基準に適合するようにしなければならない。

- (1) 敷地は造成したものを著しく変更してはならない。
- (2) 敷地内の空地等は環境に応じた植樹を行なうなど緑化及びその維持につとめなければならない。